

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	教育・保育施設入所認定及び入所に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、子ども・子育て支援新制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

飯塚市長

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育施設入所認定及び入所に関する事務
②事務の概要	未就学児童の教育・保育施設への申込受付等、教育・保育業務全般の運営、保育必要性の認定情報の管理、施設事業の管理及び給付費の支払管理事務を行う。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 保育課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1043・1044)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項等を遵守している。住基ネット紹介によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]  
[選択肢]  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] [選択肢] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】  判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 物理的安全管理措置:マイナンバー関係の書類は鍵付きの書棚に保管 技術的安全管理措置:市全体としてシステム等のセキュリティ対策が実施されている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 田原 洋一	子育て支援課長 鈴木 夏實		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども・健康部 子育て支援課 子育て支援課 長 鈴木 夏實	福祉部 子育て支援課 子育て支援課長 山本 雅之		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	子ども・健康部 子育て支援課 総務係 住所:飯塚市新立岩5番5号	福祉部 子育て支援課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号		
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正利用停止請求	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	II 3重大事項	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	II 4重大事項	発生あり	発生なし		
令和4年7月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども・健康部 子育て支援課 子育て支援課 長	福祉部 保育課 保育課長		組織変更によるもの
令和4年7月20日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	福祉部 子育て支援課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号	福祉部 保育課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号		組織変更によるもの
令和4年7月20日	しきい値判断項目 1対象人数及び2取扱人数	令和元年6月26日時点	令和4年7月20日時点		組織変更によるもの
令和4年7月20日	8. 監査	内部監査該当なし	内部監査該当あり		
令和5年2月7日	しきい値判断項目 1対象人数及び2取扱人数	令和4年7月20日時点	令和5年2月7日時点		修正
令和5年2月24日	しきい値判断項目2.取扱人数	500人以上	500人未満		修正
令和5年2月24日	請求先内線番号	1221・1222	1314・1315		修正
令和5年2月24日	4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する		修正
令和5年8月10日	しきい値判断項目 1対象人数及び2取扱人数	令和5年2月7日時点	令和5年8月1日時点		修正
令和6年7月11日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部 保育課	こども未来部 保育課	事後	組織変更によるもの
令和6年7月11日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	福祉部 保育課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号	こども未来部 保育課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号	事後	組織変更によるもの
令和6年8月1日	しきい値判断項目 1対象人数及び2取扱人数	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	修正
令和6年8月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	修正
令和6年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)		
令和6年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7項、別表第二 116の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項等を遵守している。住基ネット紹介によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的の安全管理措置を実施している。 物理的安全管理措置:マイナンバー関係の書類は鍵付きの書棚に保管 技術的の安全管理措置:市全体としてシステム等のセキュリティ対策が実施されている		